

美濃加茂市告示第 1 0 7 号

美濃加茂市立加茂野保育園及び加茂野児童館指定管理者の公募について

美濃加茂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 7 年美濃加茂市条例第 1 8 号）第 2 条の規定により、美濃加茂市立加茂野保育園及び加茂野児童館の指定管理者を公募することについて、次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 2 7 日

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

1 公の施設の概要

- (1) 施設の名称 加茂野保育園、加茂野児童館
- (2) 施設の所在地 美濃加茂市加茂野町鷹之巣 1 4 5 3 番地
- (3) 設置目的

＜加茂野保育園＞

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設として児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 9 条に基づき加茂野保育園を設置する。

＜加茂野児童館＞

本市に在住する児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするため、児童福祉法第 3 5 条第 3 項の規定に基づき加茂野児童館を設置する。

(4) 施設の規模及び概要

- ア 敷地面積 3, 8 4 0 . 0 0 m²
- イ 延床面積 1, 5 9 1 . 6 9 m²
- ウ 施設概要 加茂野保育園及び加茂野児童館の複合施設

建物内容	構造・階数	建築年月	延床面積（m ² ）
園舎（保育室）	R C 造・2 階	H 1 1 . 2	1, 0 7 7 . 5 4
遊戯棟	R C 造・1 階	S 5 3 . 3	1 4 0 . 0 8
渡り廊下	R C 造・1 階	H 1 1 . 2	5 3 . 2 4
器具庫・屋外便所	R C 造・1 階	H 1 1 . 2	1 0 . 0 0
プロパン庫	C B 造・1 階	H 1 1 . 2	8 . 7 6
屋外便所	R C 造・1 階	H 1 1 . 2	1 0 . 0 0
倉庫	C B 造・1 階	H 5	1 8 . 6 1
児童館	R C 造・1 階	H 1 1 . 2	2 7 0 . 4 6

※ＲＣ造＝鉄筋コンクリート造、ＣＢ造＝コンクリートブロック造

○施設内容

＜加茂野保育園＞

乳児室 26.91㎡、ほふく室 21.06㎡

保育室 48.00㎡（1階3室、2階7室）、図書コーナー 11.86㎡

職員室 62.86㎡、医務室 13.43㎡、更衣室 9.6㎡（2室合計）

洗濯室 6.44㎡、調理室 101.29㎡（うち厨房52㎡）

印刷室 7.50㎡、資料室 29.39㎡（2室合計）

倉庫 18.61㎡（2室合計）等

＜加茂野児童館＞

図書室 17.46㎡、集会室 12.45㎡

児童館クラブ専用室 51.05㎡、遊戯室 121.70㎡

事務室 11.64㎡、器具庫 18.03㎡等

○認可年月日 平成11年4月

【施設の定員等】

＜加茂野保育園＞

○入所定員

入所児童の定員は、174人とし、各年齢の定員は次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市と協議のうえ、年度途中に入所定員を超える児童を法令等の定める範囲で受け入れることができるものとする。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3人	9人	18人	48人	48人	48人	174人

○利用実績（入所児童）

各年度4月1日現在（単位：人）

	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		合計
	標	短	標	短	標	短	標	短	標	短	標	短	
平成28年	0	0	8	3	12	6	9	39	22	30	19	31	179
平成29年	3	0	4	5	12	8	19	31	15	37	21	29	184
平成30年	1	1	9	0	7	11	17	26	19	35	16	36	178
令和元年	0	0	10	2	13	5	17	23	19	24	23	32	168
令和2年	0	0	11	1	10	8	19	23	20	26	26	20	164
令和3年	0	0	12	1	14	4	23	18	25	17	24	22	160

※「標」は、標準保育（7：30～18：30）を指す。

※「短」は、短時間保育（8：30～16：30）を指す。

<加茂野児童館>

○利用実績

各年度3月末時点（単位：人）

	年間利用者			
	乳幼児	小中学生	保護者・一般	合計
平成29年度	4, 338	1, 737	4, 402	10, 477
平成30年度	3, 444	920	3, 360	7, 724
令和元年度	3, 702	1, 194	3, 742	8, 638
令和2年度	1, 282	40	1, 275	2, 597
令和3年度	3, 319	210	2, 891	6, 420

※児童のうち、16歳及び17歳は保護者・一般に含む。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、休館や人数、利用時間等の制限を行い、利用者数が減っている。

2 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとし、業務の詳細は別紙「美濃加茂市立加茂野保育園及び加茂野児童館指定管理業務仕様書」のとおりとする。

- (1) 加茂野保育園及び加茂野児童館の運営に関する業務
- (2) 加茂野保育園及び加茂野児童館の施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) 加茂野保育園及び加茂野児童館の施設の環境整備に関する業務
- (4) 美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例（平成27年美濃加茂市条例第2号）第24条に規定する利用料金の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、美濃加茂市長が必要と認める業務

3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定を受けるために必要な資格等

応募者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかの保育事業の経験又は実績がある社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人又は株式会社等（以下「保育法人」という。）であること。
 - ア 認可保育所又は認定こども園の経営又は運営
 - イ 認可幼稚園の経営又は運営
 - ウ 認可小規模保育所、認可家庭的保育所又は認可事業所内保育所の経営又は運営を2年以上
 - エ 企業主導型保育施設の経営又は運営を2年以上

(2) 次のいずれにも該当しない保育法人であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市における一般競争入札の参加を制限される保育法人

イ 当該保育法人の原因により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない保育法人

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う保育法人（保育法人の役員、代表者及び構成員が該当する場合を含む。）

エ 国税及び地方税に滞納がある保育法人

(3) 美濃加茂市入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されていること。ただし、入札参加資格者名簿に登録されていない保育法人であっても、美濃加茂市プロポーザル方式等実施要綱（令和元年美濃加茂市告示第23号）第4条第2項各号に規定する書類を参加表明書に添付し、参加することができる。なお、契約の相手方となったときは、契約締結時までに入札参加資格者名簿に登録されること。

(4) 告示の日から契約締結までの間に、美濃加茂市建設工事請負契約に係る指名停止措置要綱（平成28年美濃加茂市告示第61号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 保育法人の経歴及び経営状態が正常かつ良好なこと。

(6) 加茂野保育園及び加茂野児童館の建物等を市から譲受した場合に、引き続き民間保育園及び民間児童館として加茂野保育園及び加茂野児童館を運営することができる保育法人であること。

5 提出書類

提出書類（参加表明書、提案書等）は、別紙「美濃加茂市立加茂野保育園及び加茂野児童館指定管理者募集要項」のとおりとする。

6 参加表明書の提出期間

令和4年5月13日（金）午前9時から令和4年5月30日（月）午後5時まで

7 指定管理者指定申請書、提案書等の提出期間

令和4年6月6日（月）午前9時から令和4年6月17日（金）午後5時まで

8 その他

公募の詳細は、別紙「美濃加茂市立加茂野保育園及び加茂野児童館指定管理者募集要項」による。

9 問い合わせ先

美濃加茂市 健康こども部こども未来課

TEL：0574-28-1131

E-mail：kodomo@city.minokamo.lg.jp

《令和4年4月28日（木）までの住所》

〒505-8606

岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1

《令和4年5月2日（月）からの住所》

〒505-0010

岐阜県美濃加茂市健康のまち1丁目2番地 みのかも健康プラザ2階

美濃加茂市立加茂野保育園及び加茂野児童 館指定管理者募集要項

令和4年4月
美濃加茂市

美濃加茂市立加茂野保育園及び加茂野児童館指定管理者募集要項

美濃加茂市（以下「市」という。）は、美濃加茂市立加茂野保育園及び加茂野児童館（以下「加茂野保育園等」という。）の設置目的を効率的かつ効果的に達成するため、美濃加茂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年美濃加茂市条例第１８号）第２条の規定により、加茂野保育園等の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集する。なお、本募集は、公募型プロポーザル方式にて実施するものとする。

１ 施設の概要

- (1) 施設の名称 加茂野保育園、加茂野児童館
- (2) 施設の所在地 美濃加茂市加茂野町鷹之巣１４５３番地
- (3) 設置目的

<加茂野保育園>

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設として児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条に基づき加茂野保育園を設置する。

<加茂野児童館>

本市に在住する児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするため、児童福祉法第３５条第３項の規定に基づき加茂野児童館を設置する。

(4) 施設の規模及び概要

ア 敷地面積 ３，８４０．００㎡

イ 延床面積 １，５９１．６９㎡

ウ 施設概要 加茂野保育園及び加茂野児童館の複合施設

建物内容	構造・階数	建築年月	延床面積（㎡）
園舎（保育室）	ＲＣ造・２階	Ｈ１１．２	１，０７７．５４
遊戯棟	ＲＣ造・１階	Ｓ５３．３	１４０．０８
渡り廊下	ＲＣ造・１階	Ｈ１１．２	５３．２４
器具庫・屋外便所	ＲＣ造・１階	Ｈ１１．２	１０．００
プロパン庫	ＣＢ造・１階	Ｈ１１．２	８．７６
屋外便所	ＲＣ造・１階	Ｈ１１．２	１０．００
倉庫	ＣＢ造・１階	Ｈ５	１８．６１
児童館	ＲＣ造・１階	Ｈ１１．２	２７０．４６

※ＲＣ造＝鉄筋コンクリート造、ＣＢ造＝コンクリートブロック造

○施設内容

<加茂野保育園>

乳児室 26.91㎡、ほふく室21.06㎡
 保育室 48.00㎡（1階3室、2階7室）、図書コーナー 11.86㎡
 職員室 62.86㎡、医務室 13.43㎡、更衣室 9.6㎡（2室合計）
 洗濯室 6.44㎡、調理室 101.29㎡（うち厨房52㎡）
 印刷室 7.50㎡、資料室 29.39㎡（2室合計）
 倉庫 18.61㎡（2室合計）等

<加茂野児童館>

図書室 17.46㎡、集会室 12.45㎡
 児童館クラブ専用室 51.05㎡、遊戯室 121.70㎡
 事務室 11.64㎡、器具庫 18.03㎡等

○遊具

種類	数量	備考
コンビネーション	1（H=1900）	
パーゴラ	1	
砂場	1（木枠）（3.4×4.4m）	
ミニコンビネーション	1（H=450）	
移動式雲梯	1（H=450）	
3連鉄棒（ステンレス製）	1（H=1550）	
ラクダシーソー	1	
FRP滑り台	1	
スプリング遊具	3	
国旗掲揚塔	3	

○その他敷地内の外構及び植栽

○認可年月日 平成11年4月

【施設の定員等】

<加茂野保育園>

○入所定員

入所児童の定員は、174人とし、各年齢の定員は次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市と協議のうえ、年度途中に入所定員を超える児童を法令等の定める範囲で受け入れることができるものとする。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3人	9人	18人	48人	48人	48人	174人

○利用実績（入所児童）

各年度4月1日現在（単位：人）

	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		合計
	標	短	標	短	標	短	標	短	標	短	標	短	
平成28年	0	0	8	3	12	6	9	39	22	30	19	31	179
平成29年	3	0	4	5	12	8	19	31	15	37	21	29	184
平成30年	1	1	9	0	7	11	17	26	19	35	16	36	178
令和元年	0	0	10	2	13	5	17	23	19	24	23	32	168
令和2年	0	0	11	1	10	8	19	23	20	26	26	20	164
令和3年	0	0	12	1	14	4	23	18	25	17	24	22	160

※「標」は、標準保育（7：30～18：30）を指す。

※「短」は、短時間保育（8：30～16：30）を指す。

＜加茂野児童館＞

○利用実績

各年度3月末時点（単位：人）

	年間利用者			
	乳幼児	小中学生	保護者・一般	合計
平成29年度	433	1,737	4,402	10,477
平成30年度	3,444	920	3,360	7,724
令和元年度	3,702	1,194	3,742	8,638
令和2年度	1,282	40	1,275	2,597
令和3年度	3,319	210	2,891	6,420

※児童のうち、16歳及び17歳は保護者・一般に含む。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、休館や人数、利用時間等の制限を行い、利用者数が減っている。

2 業務の内容及び基準

指定管理者が行う業務は次のとおりとし、業務の詳細及び基準は別紙「美濃加茂市立加茂野保育園及び加茂野児童館指定管理業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）」のとおりとする。

- (1) 加茂野保育園等の運営に関する業務
- (2) 加茂野保育園等の施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) 加茂野保育園等の施設の環境整備に関する業務
- (4) 美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例（平成27年美濃加茂市条例第2号）第24条に規定する利用料金の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、美濃加茂市長が必要と認める業務

3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

4 役割分担及び危険負担

加茂野保育園等の管理運営に関する指定管理者と市の役割分担及び危険負担は、業務仕様書のとおりとする。ただし、業務仕様書に定める事項に疑義がある場合又は定めのない事項が生じた場合は、指定管理者と市が協議のうえ、役割分担及び危険負担を定めるものとする。

5 応募者の参加資格

応募者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかの保育事業の経験又は実績がある社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人又は株式会社等（以下「保育法人」という。）であること。

ア 認可保育所又は認定こども園の経営又は運営

イ 認可幼稚園の経営又は運営

ウ 認可小規模保育所、認可家庭的保育所又は認可事業所内保育所の経営又は運営を2年以上

エ 企業主導型保育施設の経営又は運営を2年以上

- (2) 次のいずれにも該当しない保育法人であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市における一般競争入札の参加を制限される保育法人

イ 当該保育法人の原因により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない保育法人

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う保育法人（保育法人の役員、代表者及び構成員が該当する場合を含む。）

エ 国税及び地方税に滞納がある保育法人

- (3) 美濃加茂市入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されていること。ただし、入札参加資格者名簿に登録されていない保育法人であっても、美濃加茂市プロポーザル方式等実施要綱（令和元年美濃加茂市告示第23号）第4条第2項各号に規定する書類を参加表明書に添付し、参加することができる。なお、契約の相手方となったときは、契約締結時までに入札参加資格者名簿に登録されること。

- (4) 告示の日から契約締結までの間に、美濃加茂市建設工事請負契約に係る指名停止措置要綱(平成28年美濃加茂市告示第61号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 保育法人の経歴及び経営状態が正常かつ良好なこと。
- (6) 加茂野保育園及び加茂野児童館の建物等を市から譲渡を受けた場合に、引き続き民間保育園及び民間児童館として加茂野保育園及び加茂野児童館を運営することができる保育法人であること。

6 失格要件

参加表明書を提出してから指定管理者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、当該応募者を失格又は審査の対象から除外するものとし、その理由を付して文書で通知するものとする。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 一つの応募者が複数の提案を行ったとき。
- (4) 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (5) 参加表明書又は提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- (6) 応募者が不渡手形又は不渡小切手を出したとき。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至ったとき。
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (9) 著しく信義に反する行為があったとき。

7 応募に関する留意事項

- (1) 応募者は、参加表明書の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提案した内容は、実現を約束したものとみなす。
- (4) 本募集要項に基づき応募者から提出される書類の著作権は、作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。採用・不採用に関わらず、市は本募集の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容が無償で使用できる。
- (5) 本募集要項に基づき応募者から提出される書類は、提出期間に限り補正することができる。提出期間終了後は変更することができないものとし、また、その理由いかに関わらず提案書の返却はしない。
- (6) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。

- (7) 本募集に係る情報公開請求があった場合は、美濃加茂市情報公開条例（平成11年美濃加茂市条例第20号）に基づき、提案書を公開することがある。

8 スケジュール

項目	実施日・期限等
募集要項の公表	令和4年4月27日（水）
参加表明書の提出期間	令和4年5月13日（金）午前9時から 令和4年5月30日（月）午後5時まで
事前説明会・現地見学会の 参加申込期限	令和4年5月10日（火）午後5時まで
事前説明会・現地見学会の 開催	令和4年5月12日（木）午後2時から
質問の受付	令和4年5月13日（金）午前9時から 令和4年5月19日（木）午後5時まで
質問の回答	令和4年5月25日（水）
指定管理者指定申請書等の 受付	令和4年6月6日（月）午前9時から 令和4年6月17日（金）午後5時まで
第1次審査（書類審査）	令和4年6月27日（月） ※応募者が5者以下の場合は省略する場合がある。
第1次審査結果の通知	令和4年6月30日（木）
第2次審査（プレゼンテー ション及びヒアリング）	令和4年7月11日（月）
最優先候補者の決定、通知	令和4年7月下旬
協定協議・仮協定の締結	令和4年8月下旬 ・必要に応じて仮協定を締結する。
指定管理者の指定の議決	令和4年9月
指定管理者の指定の通知・ 告示	令和4年10月
基本協定の締結	令和4年11月
指定管理者による管理開始	令和5年4月1日

9 参加表明書の提出

(1) 提出書類

① 公募型プロポーザル方式等参加表明書

（様式はホームページで取得すること。窓口では配布しない。）

※入札参加資格者名簿に登録がない場合は、参加表明書に次の書類を添付する

こと

② 履歴事項全部事項証明書

③ 財務諸表（直近のものに限る。）

※後述の提案書等の提出においても再度提出するものとする。

④ 国税の納税証明書（法人税及び消費税及び地方消費税に係るもの。）

⑤ 本店又は支店の所在地における市町村税の完納証明書（直近3年分）

※②から④までの書類は、それぞれ写しでも可とする。写しの場合は、原本証明を行うものとする。

(2) 提出先

〒505-0010 岐阜県美濃加茂市健康のまち1丁目2番地 みのかも健康プラザ2階

美濃加茂市健康こども部こども未来課 ※持参に限る

(3) 提出期間 令和4年5月13日（金）午前9時から

令和4年5月30日（月）午後5時まで

(4) 参加資格の認定及び通知

参加資格の認定は、令和4年6月1日（水）をもって行うものとし、その結果は、令和4年6月3日（金）までに通知（発送）する。

(5) 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

参加資格が認められなかった者は、令和4年6月7日（火）までに書面により理由について説明を求めることができる。説明を求められたときは、令和4年6月10日（金）までに書面により回答する。

10 事前説明会・現地見学会の開催

事前説明会・現地見学会を次のとおり開催する。参加希望の保育法人は、令和4年5月10日（火）午後5時までに、保育法人の名称及び参加する者の氏名、連絡先を担当まで連絡すること。

(1) 現地説明会 令和4年5月12日（木）午後2時から午後3時まで

(2) 開催場所 加茂野児童館遊戯室

(3) 連絡先 美濃加茂市健康こども部こども未来課

TEL 0574-28-1131

担当者 松岡・藤村

11 質問の受付・回答

(1) 提出方法 質問がある場合は、保育法人名、担当者名、担当者連絡先及び質問内容を質問書（様式第14号）に簡潔にまとめ、E-mailで提出するものとし、送信時には必ず電話で受信の確認を行うものとする。

- (2) 提出先 美濃加茂市健康こども部こども未来課
TEL 0574-28-1131
E-mail kodomo@city.minokamo.lg.jp
担当者 松岡・藤村
- (3) 受付期間 令和4年5月13日（金）午前9時から
令和4年5月19日（木）午後5時まで
- (4) 回答方法 質問とその回答は、令和4年5月25日（水）にまとめて市ホームページで公表する。なお、質問の内容によっては回答しない場合がある。

1.2 指定管理者指定申請書、提案書等の提出

(1) 提出書類

提案書等の提出書類は、次のとおりとする。なお、各様式を補完する書類の添付は妨げないものとし、次に掲げる書類とは別に提出する。

番号	書 類 名	様式番号	要提出
1	指定管理者指定申請書	様式第1号	○
2	加茂野保育園等の管理に係る事業計画書	様式第2号	○
3	加茂野保育園等の管理に係る収支予算書	様式第3号	○
4	法人の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類	任意様式	○
5	法人の役員名簿、組織体系その他団体の概要を示す書類	任意様式	○
6	法人の登記事項証明書	—	○
7	申請を行う日の属する事業年度の団体の事業計画書及び収支予算書	任意様式	○
8	直近事業年度の団体の事業報告書及び財務諸表 ※現事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における事業計画書及び財産目録	任意様式	○
9	誓約書	様式第4号	○
10	国税及び地方税に滞納がないことを明らかにする書類 ※証明書は、募集の告示の日（令和4年4月27日（水））以後に交付されたものに限る。	—	○
11	提案書※指定管理及び民営化後の運営内容について、必要に応じて記載すること。		
	①施設の設置目的に関する提案書	様式第5号	○
	②利用者の平等な利用に関する提案書	様式第6号	○
	③実施事業のサービス向上、利用者数・稼働率向	様式第7号	○

	上に関する提案書		
	④施設の維持管理運営経費縮減に関する提案書	様式第 8 号	○
	⑤物的能力及び人的能力に関する報告書・提案書 ※ 1	様式第 9 号	○
	⑥危機管理能力に関する提案書	様式第 1 0 号	○
	⑦地域との協働等に関する提案書	様式第 1 1 号	○
	⑧その他施設の管理が適正に行われることに関する提案書	様式第 1 2 号	○
1 2	見積書	様式第 1 3 号	○
1 3	保育法人案内のパンフレット	任意様式	※2
1 4	不測の事態発生時の独自の対応マニュアル	任意様式	※3
1 5	保育及び児童館事業の実施に係る独自のマニュアル	任意様式	※4

※1 投資的経費等により損失が発生している場合は、それが分かる資料を別途添付すること。

※2 保育法人案内のパンフレットがない場合は、提出不要

※3 独自のマニュアルがある場合のみ提出

※4 別添資料を参考に作成すること。

(2) 提出先 美濃加茂市健康こども部こども未来課 ※持参に限る

(3) 受付期間 令和 4 年 6 月 6 日（月）午前 9 時から
令和 4 年 6 月 1 7 日（金）午後 5 時まで

(4) 提出部数 1 1 部（正本 1 部、副本 1 0 部）

※ 副本は、参加事業者が特定できる語句及びマーク等を記載してはならない。

・ A 4 版、両面印刷、ステープラー留めとする。

・ ファイル綴じ込み等製本はしないこと。

・ 文字の大きさは、原則として 1 0 . 5 ポイント以上とすること。

・ 提案書は、①から⑧まで各ページの下部中央にページ番号（通し番号）を付すこと。表紙を 1 ページ目とする。

1 3 審査委員会による審査

本募集における審査は、美濃加茂市立加茂野保育園及び加茂野児童館指定管理者選定に係るプロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

1 4 審査方法

(1) 第 1 次審査（書類審査）

ア 審査委員会は、提案書等について、「1 5 審査基準」に示す審査基準に従って評価を行い、得点の合計が最も高い提案から上位 5 団体を選考する。た

だし、応募者が5団体以下のときは第1次審査を省略することがある。

イ 第1次審査の最低基準点は満点の70%とする。

ウ 応募者名は審査委員会には非公開で行う。

エ 市は、第1次審査の点数を第1次審査の通過／非通過の決定のみに利用し、第2次審査においては利用しない。

オ 審査委員が採点した得点のうち、最上位及び最下位の得点は、それぞれ使用しない。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

ア 審査委員会は、第1次審査において通過した応募者を対象に、1団体ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。なお、審査の順番については提案書等の受付順とする。

イ プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分以内とする。

ウ 応募者名は審査委員会には非公開で行う。

エ 開始時間及び場所は、第1次審査通過団体に別途通知する。

オ 応募者は、事業計画書の内容を説明するためにパソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用することができる。これらを使用する場合は事前にその旨を市に連絡すること。なお、スクリーン及び電源コンセントは市が用意し、それ以外に必要な機材（パソコン、プロジェクター、ポインター、ケーブル等）は応募者が準備すること。

カ 審査委員が採点した得点のうち、最上位及び最下位の得点は、それぞれ使用しない。

キ 第2次審査の最低基準点は満点の70%とする。

※1団体のみが応募した場合でも、最低基準点を満たさない場合は指定管理者に選定されない。

(3) 審査の結果

審査結果は、全応募者に文書で通知する。また、最終審査結果は、市のホームページ上でも公表する。

1.5 審査基準

審査における評価項目及び配点は次のとおりとする。

(1) 加茂野保育園等の設置目的が十分に達成されること。（1次審査 10点、2次審査 5点）

・事業計画は加茂野保育園等の施設の効用を最大限に発揮し、設置目的に沿った成果が十分に得られるものであるか。

(2) 加茂野児童館の利用者に平等な利用が確保されること。（1次審査 10点、2次審査 5点）

・加茂野児童館における利用者の平等な利用について、適切な方策がとられて

いるか。

- (3) 保育園及び児童館での実施事業に関する能力やノウハウがあり、加茂野保育園等における指定管理及び民営化後のサービスの向上が図られること。（1次審査 45点、2次審査 25点）

- ・仕様書に定められた業務や年間の行事計画について、これまでの加茂野保育園等の運営状況を参考としつつ、特に加茂野保育園の保護者や児童における指定管理者制度導入に伴う保育の継続性への不安感を払拭するための具体的な提案がされているか。
- ・これまでの保育及び児童館での遊びの実施状況を参考としつつ、保育及び児童館サービス向上に関し、指定管理及び民営化後の具体的な提案がされているか。
- ・上記に加えて、保育及び児童館サービスの向上について、具体的な提案がされているか。
- ・加茂野児童館の利用促進に関する具体的な提案（広報、営業等）がされているか。
- ・加茂野保育園等の保護者、園児等からの要望、苦情を適切に把握・対応し、サービス向上につながる具体的な提案がされているか。

- (4) 保育園及び児童館の維持管理・運営に関する能力やノウハウがあり、維持管理運営経費の縮減、費用対効果の向上が図られること。（1次審査 45点、2次審査 25点）

- ・加茂野保育園等の収支計画は適切かつ実現可能な内容となっているか。（過大な収支が見込まれている、必要な経費が支出に計上されていないなど不適切な点はないか。）
- ・維持管理運営経費の縮減、費用対効果の向上を図る具体的な提案がされているか。
- ・指定管理料の上限額に対する提案価格（経費縮減効果）

- (5) 加茂野保育園等の維持管理・運営及び事業を安定的に実施するために必要な物的能力及び人的能力を有していること。（1次審査 40点、2次審査 20点）

- ・過去の決算や業績から経営状況は良好であるか。
- ・保育園、認定こども園の運営実績があり、維持管理・運営に関するノウハウがあるか。
- ・事業計画を実施するために適正な管理体制が組織され、管理責任者が明確に示されているか。
- ・職員研修に関する方針や計画が具体的に示されているか。
- ・労働法令、その他関係法令等を遵守する体制・仕組みが整えられているか。

- (6) 危機管理体制が整備されていること。（1次審査 30点、2次審査 10

点)

- ・緊急時、災害時の対応策や連絡体制が明確に示されているか。
 - ・加茂野保育園の園児や加茂野児童館の利用者及び職員の安全管理に関する体制・仕組みが適切に整えられているか。
 - ・個人情報の管理体制が適切に整えられているか。
- (7) 地域との協働等が図られていること。(1次審査 10点、2次審査 5点)
- ・地域・ボランティア団体等との連携や協働に関する具体的な提案がされているか。
 - ・加茂野保育園等からの継続雇用など市民の就労促進に寄与し、物品の調達、外部委託等について市内事業者配慮しているか。
- (8) その他加茂野保育園等の管理が適正に行われること。(1次審査 10点、2次審査 5点)
- ・まちづくりに配慮した事業活動が計画されているか。
 - ・環境に配慮した事業活動が計画されているか。

1 6 指定管理料等

- (1) 加茂野保育園等の指定管理業務にかかる指定管理料の上限額は下記のとおりとする。

令和5年度	130,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)
令和6年度	130,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)
令和7年度	130,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)
合 計	390,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

- (2) 応募段階での見積金額が上記の上限額を超える提案については、その段階で失格となる。
- (3) 市は指定管理料の上限額について、債務負担行為として予算計上する。
- (4) 見積書(様式第13号)において提示のあった金額に基づき、年度ごとに指定管理者と協議を行い、予算額の範囲内で指定管理料を決定する。
- (5) 市は協定で定められた支払方法により、指定管理者からの請求に応じて指定管理料を支払うものとする。
- (6) 加茂野保育園等における利用料金は、美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例(平成27年美濃加茂市条例第2号)第24条に定める利用料金とし、指定管理者の収入とする。

1 7 指定管理者の決定及び協定の締結

- (1) 2次審査の最高得点者を加茂野保育園等指定管理者の最優先候補者とし、協定締結の協議を行う。ただし、当該協議が不調のときは、次に得点の高い応募

者から順に協定協議を行い、合意に達した保育法人と仮協定を締結する。

- (2) 協定内容（指定管理料の額、業務内容、リスク分担等）は、業務仕様書、提案書等に基づいて協議の上決定するものとし、当初仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。ただし、選定されなかった応募者との間で不公平な取扱いとならないよう、業務仕様書に規定された基本的な事項については修正しないものとする。
- (3) 指定管理者は、令和4年9月美濃加茂市議会の議決を経て決定（指定）する。指定の告示後、仮協定に基づき、本協定（基本協定、年度協定）を締結する。

18 業務の引継ぎ

市議会の議決を経て指定管理者に指定された者は、指定後速やかに市と業務の引継ぎの時期、内容等について調整を行い、確実に業務の引継ぎを行なうこと。なお、資材・人材の確保等準備行為に要する費用は指定管理者の負担とする。

19 開設準備期間

仮協定締結の日から令和5年3月31日までの間を開設準備期間とし、仕様書に掲げる保育士等の確保、指揮命令系統の確立、備品の確認などを行うものとする。なお、開設の準備に要する費用は、最優先候補者の負担とする。また、指定管理者の指定の議決が得られない場合も、市は賠償を負わない。

20 加茂野保育園及び加茂野児童館の民営化等

加茂野保育園及び加茂野児童館は、指定期間満了後に民営化を予定している。

- (1) 指定管理の期間中に、民営化に向けて市の責任において加茂野保育園等の保育園及び児童館の業務を行うにあたり必要最低限の修繕を行うものとする。指定管理者は、市の求めに応じて、修繕箇所の調査確認、修繕工事の内容、日程調整その他修繕に必要な事項に協力するものとする。
- (2) 民営化にあたっては、令和5年4月から令和8年3月までの期間に、加茂野保育園等について指定管理者による運営等を行い、当該指定管理のモニタリング結果によって、当該指定管理者であった民間事業者に、市が所有する加茂野保育園等の建物等を無償譲渡し、土地を無償貸付するものとする。
- (3) 建物等の無償譲渡及び土地の無償貸付の条件等については、別紙「美濃加茂市立加茂野保育園及び加茂野児童館の建物等無償譲渡に関する仕様書（案）」及び「美濃加茂市立加茂野保育園及び加茂野児童館の土地無償貸付に関する仕様書（案）」のとおりとする。
- (4) 市は、民営化後の加茂野児童館の運営に関し、必要な経費を委託料として支払う。
- (5) 美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成24年美濃加

茂市条例第24号）及び美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則（令和4年美濃加茂市規則第24号）に基づき実施する美濃加茂市加茂野小学校区放課後児童クラブ事業は、令和4年度現在、加茂野保育園等の児童館ホール及び遊戯棟において実施しているが、令和8年4月の民営化に併せて、遊戯棟のみで実施する予定である。

2.1 その他

本募集において使用する言語は日本語、通貨単位は円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。

2.2 問い合わせ先

令和4年4月28日（木）まで

〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1

TEL：0574-28-1131

E-mail：kodomo@city.minokamo.lg.jp

令和4年5月2日（月）から

〒505-0010 岐阜県美濃加茂市健康のまち1丁目2番地 みのかも健康プラザ2階

TEL：0574-28-1131

E-mail：kodomo@city.minokamo.lg.jp

2.3 別添資料

別添1：美濃加茂市立加茂野保育園及び加茂野児童館指定管理業務仕様書（別紙1～別紙5含む）

別紙1「加茂野児童館放課後児童クラブの実施状況」

別紙2「保育の内容に関する全体的な計画」

別紙3「年間行事計画」

別紙4「備品リスト」

別紙5「配置図」

別添2：美濃加茂市立加茂野保育園及び加茂野児童館の管理運営に関する基本協定書（案）

別添3：美濃加茂市立加茂野保育園及び加茂野児童館の管理運営に関する年度協定書（案）

別添4：美濃加茂市立加茂野保育園及び加茂野児童館の建物等無償譲渡に関する仕様書（案）

別添5：美濃加茂市立加茂野保育園及び加茂野児童館の土地無償貸付に関する仕様書（案）

